

搬入禁止物

1 搬入禁止物

区分	細区分	処理方法等	紹介、問い合わせ等
特別管理産業廃棄物の全項目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5項に規定する産業廃棄物 ※「3 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物一覧」を参照		【産業廃棄物処理業者の紹介】 福岡県産業廃棄物協会 (651-0171) 【特別管理産業廃棄物に関する問い合わせ】 産業廃棄物指導課 (711-4303)
特別管理一般廃棄物の全項目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に規定する一般廃棄物 ※「3 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物一覧」を参照		【特別管理一般廃棄物に関する問い合わせ】 循環型社会計画課 (711-4308)
爆発物 自然発火物	・爆発物 (液化石油ガス、プロパン、ブタン、アセチレン、ガソリン、灯油等及びその圧力容器、ボンベ等)	販売店引取り	
	・自然発火物 (マッチ、花火、発煙筒等)	自己処理	
毒物・劇物 農薬・殺虫剤	・毒物、劇物	自己処理 (法規定)	
	・農薬、殺虫剤(白蟻駆除剤等)	完全使用	
シナー 接着剤	・ハクリ剤等 ・接着剤(業務用。液状・ペースト状) ・コーキング材(液状・ペースト状)	完全使用	
塗料	インク トナー(リサイクル可能なもの)	販売店、メーカー引取り	
ボタン型電池・小型充電式電池	【ボタン型電池】 ・酸化銀電池(ボタン形) ・アルカマンガン電池(ボタン形) ・空気亜鉛電池(ボタン形) 【小型充電式電池】 ・ニカド電池(円筒型/ボタン型/コイン型/角型/電池パック) ・小型ニル鉛電池(角型/電池パック) ・ニッケル水素電池(円筒型/角型/電池パック) ・リチウム電池(円筒型/角型/ヒン型/電池パック) ※電池パックは樹脂ケースに収めたもの。	販売店引取り	【家庭から排出されたものについて】 資源循環推進課 092-711-4039 【事業所から排出されたものについて】 産業廃棄物指導課 092-711-4303

区分	細区分	処理方法等	紹介, 問い合わせ等
バッテリー (蓄電池)		販売店, メーカー引取り	
原動機付自転車 ・自動車解体部 品及び交換部品	・バンパー, 電装品, 窓ガラス, ワイパー, ハンドル 以外の解体部品及び交換部 品	販売店, 中古販売店引 取り	二輪車リサイクルセンター (050-3000-0727)
廃ゴムタイヤ(原動 機付自転車のも の)		販売店引取り ガソリンスタンド引取り	
原動機を用いる 車椅子	・電動車椅子 (電動シニアカー)	販売店引取り	(社)全国軽自動車協会連合会 (03-5472-7861)
塩		自己処理	
家電リサイクル 法対象品目	特定家庭用機器再商品化法 第2条第4項及び特定家庭 用機器再商品化法施行令第 1条に規定する以下の機械 器具 ・エアコン ・プラズマ管式テレビ ・液晶式テレビ ・プラズマ式テレビ ・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気洗濯機 ・衣類乾燥機 ※詳細は「4 特定家庭用 機器再商品化法(家電リサイ クル法)の対象機器」の例を 参照 ※対象機器は分解すること 自体, 禁止。		①買い換える時に引き取って もらう。 ②購入した小売店に連絡して 引き取ってもらう。 ③①, ②に該当しない場合は, ベスト電器の各店舗で引き取 りを予約する。
パソコン	・デスクトップパソコン本体 ・ノートブックパソコン ・液晶ディスプレイ ・液晶ディスプレイ 一体型パソコン ・CRTディスプレイ ・CRTディスプレイ 一体型パソコン		各パソコンメーカーに依頼するか, リネ トジャパン(株)の回収を利用。 http://www.renet.jp 【家庭系メーカー不存在・自作品に ついて】 一般社団法人パソコン3R推進 協会 (03-5282-7685) 【事業系メーカー不存在・自作品に ついて】 福岡県産業廃棄物協会 (651-0171)

区分	細区分	処理方法等	紹介, 問い合わせ等
碍子 (一辺の最大長さが50cmを超えるもの)			<p>【産業廃棄物処理業者の紹介】 (事業活動に伴い生じたもの) 福岡県産業廃棄物協会 (651-0171)</p> <p>【産業廃棄物に関する問い合わせ】 産業廃棄物指導課 (711-4303)</p>
トランス (一辺の最大長さが20cmを超えるもの)			
安定器 (一辺の最大長さが50cmを越えるもの)			
その他(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用ボイラー, 温水器, 熱交換器 ・ワイヤー付き漁網 ・業務用印刷機 ・業務用シン ・大型(長辺寸法が50cmを超えるもの)のモーター, ポンプ, コンプレッサー ・トラクター, コンバイン等の大型農機具 ・空薬きょう ・圧力容器及びボンベ ・薬品類 ・ボウリングの玉 ・使い捨てカイロ ※未使用のもの ・かん付けカップ酒 ※未使用, 未開封のもの ・セメント, 石灰, 漆喰, じゅらく等の建材(粉末状のもの) ・カラカ ・感知器(イオン化式のもの) ・無限軌道(キャタピラ) ・高圧碍子 ・コンデンサー ・コンベアベルト 	<p>※以下は埋立場で受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済の使い捨てカイロ ・使用済のかん付カップ酒 <p>※家庭から排出される薬(錠剤, 粉薬)は工場で受入</p>	<p>【産業廃棄物処理業者の紹介】 (事業活動に伴い生じたもの) 福岡県産業廃棄物協会 (651-0171)</p> <p>【産業廃棄物に関する問い合わせ】 産業廃棄物指導課 (711-4303)</p> <p>【一般廃棄物に関する問い合わせ】 循環型社会計画課 (711-4308)</p>
その他(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用ビニールハウスパイプ 		再資源回収業者へ持込み。
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設廃鋼材 ・アスファルトコンクリート(アスファルト乳剤含む) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・市の処理施設を損なう恐れのあるもの。 		<p>一般廃棄物は循環型社会計画課(711-4308)に連絡</p> <p>産業廃棄物は産業廃棄物指導課(711-4303)に連絡</p>

2 条例第18条第1項に規定する
市長が適正処理困難物として指定したもの

平成9年10月30日 告示第236号
指定年月日 平成9年12月1日

指定品目	処理方法等	紹介、問い合わせ等
廃自動車	販売店引取り	○日本自動車販売協会連合会 (03-5733-3110) ○全国軽自動車協会連合会 (03-5472-7861) ○日本自動車輸入組合 (03-5765-6811)
廃原動機付自転車	販売店引取り	○日本中古自動車販売協会連合 会 (03-5333-5881) 自動二輪車・原動機付自転車に ついては、二輪車リサイクルセン ター(050-3000-0727)で指定引取 窓口や廃棄二輪車取扱店を紹 介。
廃ゴムタイヤ (自動車用のものに限る)	販売店引取り ガソリンスタンド引取り	日本タイヤリサイクル協会 03-3506-4738
廃LPガスボンベ	販売店引取り LPガス協会福岡支部の 会員による引取り	LPガス協会福岡支部 092-476-3838
廃ピアノ	ピアノ専門運送業者 販売店 中古販売店	
廃バッテリー (自動車用のもの及び原動機付自転車用の ものに限る。)	販売店	一般社団法人電池工業会 03-3434-0261
廃消火器	メーカー等及び販売代理店 引取り	「指定引取場所」(メーカー営業 所、廃棄物処理業者等)、「特 定窓口」(販売代理店等)。 一覧表は(株)消火器リサイクル推進セン ターホームページの「リサイクル窓口検 索」に掲載 (https://www.ferpc.jp/)。 (株)消火器リサイクル推進センター (03-5829-6773) ゆうパック利用は、専用コールセン ター(0120-822-306)を紹介。

※細区分欄の具体的な名称は例示。

3 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物一覧

区分	主な分類	概要
（特別管理産業廃棄物第2物条第5項）	廃油	ガソリン等の揮発油類，灯油類，軽油類
	廃酸	PH2.0以下のもの
	廃アルカリ	PH12.5以上のもの
	感染性産業廃棄物	病院，診療所等から生ずる産業廃棄物であって，感染性病原体が付着している，またはその恐れがある注射針，金属等。 例：血液が付着したもの
	特定有害産業廃棄物	
	①廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	②PCB汚染物	PCBが染み込んだ，または付着した汚泥，紙くず，木くず，プラスチック類，金属くず，陶磁器くず，がれき類等
	③PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの
	④廃水銀等	水銀若しくはその化合物が含まれる産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	⑤指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
	⑥鉱さい	・特定の施設において生じた廃水銀等 ・重金属等（水銀，カドミウム，鉛，六価クロム等），砒素，ダイオキシン類等を一定濃度を超えて含むもの
	⑦廃石綿等（アスベスト）	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの。
	⑧特定施設から排出される燃え殻	重金属等，ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの。
	⑨特定施設から排出されるばいじん	重金属等，1,4-ジオキサン，ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの。
⑩特定施設から排出される廃油	有機塩素化合物等，1,4-ジオキサンを含むもの。	
⑪特定施設から排出される汚泥，廃酸，廃アルカリ	重金属等，PCB，有機塩素化合物，農薬等，1,4-ジオキサン，ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの。	
	輸入廃棄物（ばいじん，燃え殻，汚泥）	
（特別管理一般廃棄物第3項）	PCB使用部品	廃エアコン，廃テレビ，廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
	廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
	ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
	ばいじん，燃え殻，汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉（焼却能力50kg/hまたは火床面積0.5㎡以上）から生じたもので，ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するもの。
	感染性一般廃棄物	病院，診療所等から生ずる一般廃棄物であって，感染性病原体が付着している，またはその恐れがあるもの。 例：血液が付着したもの

※上記の廃棄物を処分するために処理したのも特別管理廃棄物の対象となる。

4 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象機器

エアコン		エアコン機器として独立しているもの。出力・大きさによる区別はありません。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機が1個で、室内機が複数あるもの。（マルチタイプ） ・暖房部分がガス・石油等であっても冷房機能を有しているもの。 ＊機器として建物と独立するものは全て対象となります。 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・欄間など家屋の一部を送風口とするなど建物と一体となっているもの。 ・壁掛け・床置きではなく、天井設置形のもの。 ・冷風機のような熱交換による冷房機能を有しないもの。 ・ビル空調システム。
ブラウン管式テレビ		ブラウン管の形状（横型など）による区別はありません。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ビデオ一体型テレビ。 ・携帯用小型ブラウン管テレビ。 ・ブラウン管使用のハイビジョン対応テレビ。 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・画面を伴わない受信機（レコーダー）。
液晶式テレビ		液晶の形状（横型など）による区別はありません。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> 電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの（限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。 ・HDD・DVD内蔵液晶テレビ ・液晶ディスプレイレコーダー（チューナー付き） ・ワイヤレスリモコン（電池を除く） ・着脱式付属専用スピーカー ・外付のコンボボックスを取り外したテレビ本体 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯可能な液晶テレビ（車載用を含む）（電源として一次電池又は蓄電池を使用するもの） ・テレビ受信機能付き携帯電話、カーナビ、PDA ・浴室やキッチンに備え付けられたテレビ ・液晶リアプロジェクションテレビ ・液晶ディスプレイレコーダー（チューナー無し） ・パソコン用液晶ディスプレイレコーダー（チューナー付きを含む） （※改正資源有効利用促進法（パソコンリサイクル法）の対象） ・病院・旅館等で使用のコンボボックス内蔵型テレビ
プラズマ式テレビ		プラズマの形状（横型など）による区別はありません。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・HDD・DVD内蔵プラズマテレビ ・プラズマディスプレイレコーダー（チューナー付き） ・ワイヤレスリモコン（電池を除く） ・着脱式付属専用スピーカー ・外付のコンボボックスを取り外したテレビ本体 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・プラズマディスプレイレコーダー（チューナー無し） ・パソコン用プラズマディスプレイレコーダー（チューナー付きを含む） （※改正資源有効利用促進法（パソコンリサイクル法）の対象） ・病院・旅館等で使用のコンボボックス内蔵型テレビ ・プロジェクター方式のテレビ
電気冷蔵庫・電気冷凍庫		容量などによる区別はありません。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍冷蔵庫（冷凍庫部分が分離していない）。 ・冷凍庫であっても、温度設定により冷蔵庫としても使用できるもの。 ・ワイン貯蔵用などで個人使用向けに製造・販売されているもの。 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・厳密な温度設定機能があるもの。 ・保冷車や保冷倉庫など機器と言えないもの。 ・冷蔵されているものが外から確認できる商品陳列ディスプレイ用機器。
電気洗濯機		全自動・二槽式いずれも対象です。容量などによる区別はありません。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥機能を有するものを含む。 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・コインランドリー用の洗濯機。 ・連結器具により接続されている乾燥機。 ・ドライクリーニング用機器。
衣類乾燥機		容量などによる区別はありません。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス衣類乾燥機 ・電気衣類乾燥機（ドラム式） ・外付のコンボボックスを取り外した衣類乾燥機本体 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・衣類乾燥機能付き布団乾燥機 ・衣類乾燥機能付き換気扇 ・衣類乾燥機能付き除湿器 ・衣類乾燥機能付きハンガー ・衣類乾燥機能付きハンガー掛け ・コインランドリー等で使用のコンボボックス内蔵型衣類乾燥機

（用語の説明）

引取義務のある機器

小売業者自らが過去に小売販売した特定家庭用機器の引取を求められた時及び対象機器の販売に際し、同種の特定家庭用機器の引取を求められた時はそれを引取り、製造業者等に引渡さなければならない。
これを引取義務のある機器という。

引取義務のない機器

上記以外の特定家庭用機器をいう。

※対象及び対象外欄の具体的な名称は例示。